

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。<u>なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けること</u>に支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、<u>これらの方法により税關の本關に提出することを認めて差し支えない。</u></p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等</p> <p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書(案)に基づき、「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)又は「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(C-1000-3)(以下この項において「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書(補足説明書を含む。)の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 文書回答手續等</p> <p>照会に対する文書回答手續等は、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書(案)に基づき、「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)又は「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(C-1000-3)(以下この項において「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書(補足説明書を含む。)の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(注) (口) (6)～(10) (省略)	(注) (同左) (口) (6)～(10) (同左)